

## 新規建設業許可・経営事項審査の受付方法の変更(予約制度の導入)

区分	予約対象案件	予約受付時間	予約対象の審査時間	相談コーナー	予約受付開始時期	備考
建設業許可	<b>新規</b> ○ 一般と特定の切替及び許可権者の切替は除きます。	月曜～金曜 9:00～17:00 <b>建設業課窓口で直接受付します。</b>	<b>月曜～金曜</b> ○ 9:30～10:30 ○ 10:30～11:30 ○ 13:30～14:30 ○ 14:30～15:30 ○ 15:30～16:30	<b>予約受付の前に、原則として予備調査が必要となります。</b>	<b>平成28年3月7日</b> ○ 2ヶ月先の審査日まで予約できます。 ○ <b>平成28年4月1日以降の審査日から予約を受け付けます。</b>	○ 追加申請・更新申請・変更届等は予約不要です。
			<b>月曜～金曜</b> ○ 9:30～10:30 ○ 10:30～11:30 ○ 13:30～14:30 ○ 14:30～15:30			
経営事項審査	全て	○ 電話予約は行っていません。 ○ 予約変更・取消しは直接窓口及び電話で行っています。	<b>月曜～金曜</b> ○ 9:30～10:30 ○ 10:30～11:30 ○ 13:30～14:30 ○ 14:30～15:30	予備調査を受けることができます。	<b>平成28年3月7日</b> ○ 2ヶ月先の審査日まで予約できます。 ○ <b>平成28年4月7日以降の審査日から予約を受け付けます。</b>	○ <b>新たに水曜日に審査を行います。</b> ○ <b>審査時間帯が変更となりました。</b>

※ 予約方法の流れ等の**詳細は別紙**をご覧ください。

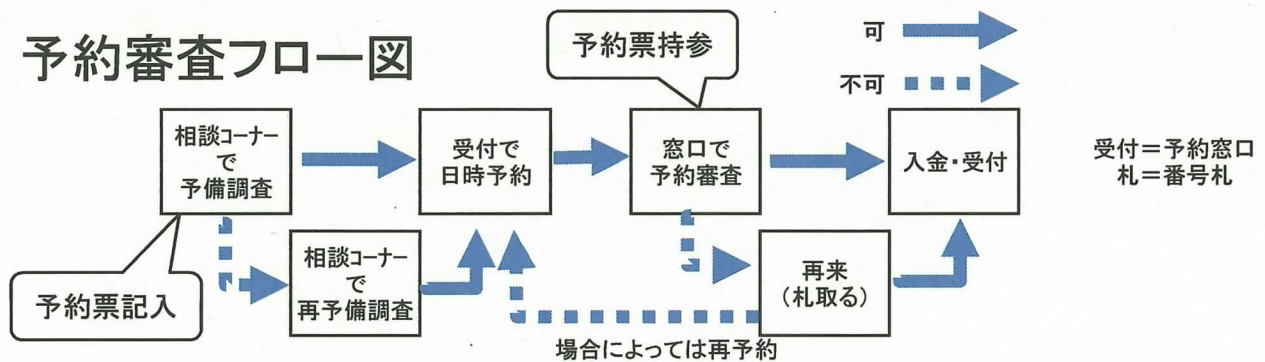
問い合わせ先

建設業課 審査係 03-5388-3353

建設業指導係 03-5388-3358

# 建設業課窓口 新規申請予約制度 (平成28年4月1日から)

## ○ 予約審査フロー図



## ○ 予約制度詳細

- ・ 新規申請(般特・許可換新規除く)の審査は、**予約制**となります。
- ・ 予約可能時間は、9時半・10時半・13時半・14時半・15時半の5枠各2件の1日合計10件となります。
- ・ 原則として、**相談コーナーで予備調査を通った後に受付での予約**となります。
- ・ 建設業課受付で予約受付を行います(2ヶ月先まで予約可能)が、**変更・取消のみ電話でも可能です**。  
(専用電話番号は予約票に記載)
- ・ 予約審査までの流れは上記フロー図と以下の通りです。
  - ① 相談コーナーにて新規申請予約票を記入していただいた後に予備調査を受けて下さい。
  - ② 新規申請が可能と判断された場合、相談員が予約票に予備調査済印を押印しますので、受付にて日時予約を行って下さい。申請者が予約一覧表画面を確認した上で、受付担当者が予約確定日時等を記入した予約票をお渡しします。
  - ③ 指定された日時に予約票を持参のうえ来庁し、待合所で呼ばれるのを待ちます。
- ・ 予約審査で新規申請が受付できないと判断された場合、補正箇所を直して再び申請に来ていただく(再来)こととなりますが、**再来は従来通り番号札を取ってお待ちいただくこととなります**。申請書類の状況次第では再予約の可能性もございます。
- ・ **新規申請の審査時間は1件につき1時間**となります。お時間に限りがございますので書類の綴じ方・順番・確認資料の整理等を「建設業許可申請・変更の手引」参照の上徹底願います(1時間を過ぎた場合は再来扱いとなりますが、直ぐに番号札を取ってお待ちいただくことも可能です)。
- ・ 予約制度を行う新規申請に限定して、金融機関が証明する「**残高証明日後1ヶ月以内有効**」とは、新規申請受付日までではなく、**申請者が受付にて予約受付を行った日まで**とします(ただし再来等での持ち込みが次期事業年度終了4ヶ月後になった場合、通常のとおり扱います)。
- ・ 予約は1業者1枠とし、同日同業者を予約することはできません。
- ・ **新規申請以外の申請・届出は、通常通り①番窓口の番号札を受付にてお取り下さい**。
- ・ 予約開始は平成28年3月7日(月)からです。